

第7回 建設業の一人親方問題に関する検討会

1. 一人親方に関するこれまでの取組
2. 実態調査の結果からみる今後の課題
3. 今後の取組(案)

1. 一人親方に関するこれまでの取組

- 技能労働者の処遇向上と人材の確保を図るため、社会保険加入の促進とともに、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を実現する必要
- 平成24年3月の中央建設業審議会の建議を踏まえ、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を推進

これまでの主な取組

建設業法や公共工事における対策の実施

- 建設業法を改正し、社会保険加入を建設業許可の要件化 (R2.10)
- 国土交通省直轄工事における対策
 - ・ 2次以下の下請企業についても社会保険加入企業に限定し、加入が確認できない場合は元請に対してペナルティを実施 (H29.10～)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
 - ・ 公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設 (H29.7)

社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン（課長通知） (H24.11～)
 - ・ 元請企業は下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導（社会保険加入確認についてはCCUSの活用を原則化）
 - ・ 未加入企業を下請に選定しない、適切な保険に未加入の者は原則として現場入場を認めない取扱い
 - ・ 働き方自己診断チェックリストを活用した、一人親方の働き方について適切性の確認を強化

法定福利費の支払の確保

- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・ 専門工事業団体による「標準見積書」の作成・活用促進 (H25.9～)に加え、標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に要請 (R3.12～)
- 直轄工事予定価格への反映と請負代金内訳書への内訳明示
 - ・ 事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
 - ・ 標準約款（公共・民間・下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示 (H29.7)
- 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施 (H29.9～)

民間発注工事における対策の実施

- 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用 (H30.1～)

行政・元請・下請一体となった保険加入の推進 等

- 建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会における一体的取組の推進 ※「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を令和3年12月に発展的改組
 - ・ 建設業関係団体等（建設業関係団体、発注者団体を含む）106団体、学識経験者、行政（国交省、厚労省）により構成
 - ・ CCUSの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため開催
- 周知・啓発・相談体制の充実等
 - ・ 全国社会保険労務士会連合会と連携し、相談窓口の設置・適切な保険について確認できるフローチャートの作成
 - ・ 一人親方の適切な請負契約についてリーフレットを作成し周知・啓発

社会保険加入状況調査結果について

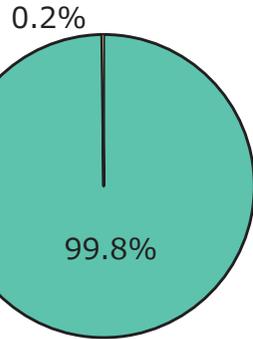
○ 公共事業労務費調査（令和4年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、

- ・ 企業別の加入率は、**雇用保険、健康保険、厚生年金保険の全てでほぼ100%*** となっています。
- ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では94%***、**健康保険では94%***、**厚生年金保険では95%*** となっています。

※ 数値は小数点第一位を四捨五入した値

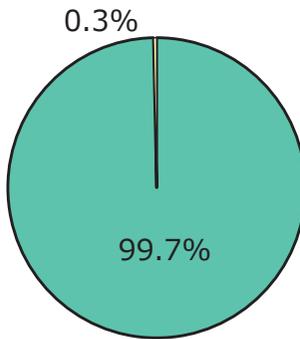
企業別

<雇用保険>



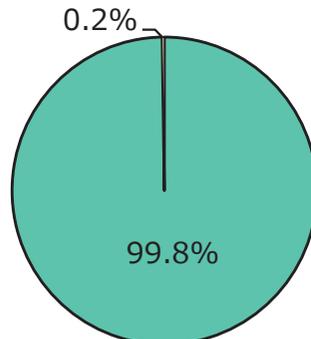
■ 加入 ■ 未加入

<健康保険>



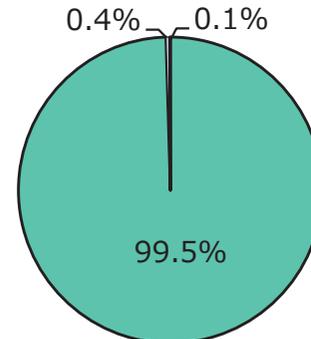
■ 加入 ■ 未加入

<厚生年金保険>



■ 加入 ■ 未加入

<3保険>



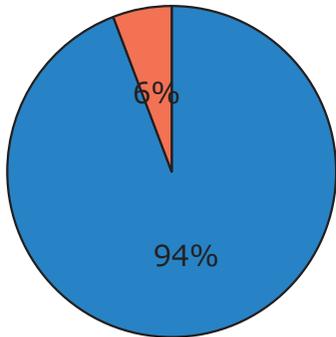
■ 全て加入 ■ 一部加入 ■ 未加入

企業別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%
R03.10	99%	99%	99%	98%
R04.10	99.8%	99.7%	99.8%	99.5%

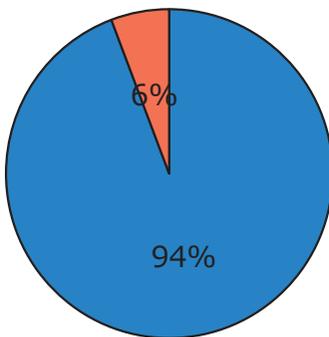
労働者別

<雇用保険>



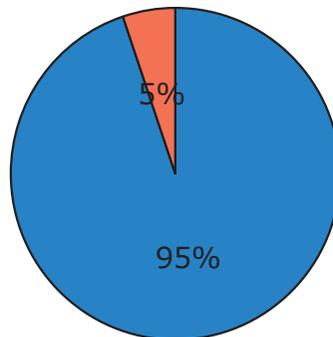
■ 加入 ■ 未加入

<健康保険>



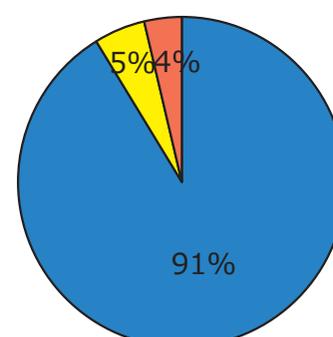
■ 加入 ■ 未加入

<厚生年金保険>



■ 加入 ■ 未加入

<3保険>



■ 全て加入 ■ 一部加入 ■ 未加入

労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%
H29.10	91%	89%	86%	85%
H30.10	93%	90%	88%	87%
R01.10	94%	92%	89%	88%
R02.10	95%	92%	89%	88%
R03.10	95%	93%	89%	88%
R04.10	94%	94%	95%	91%

※ 企業別の令和4年10月調査以外の数値は小数点第一位を四捨五入した値

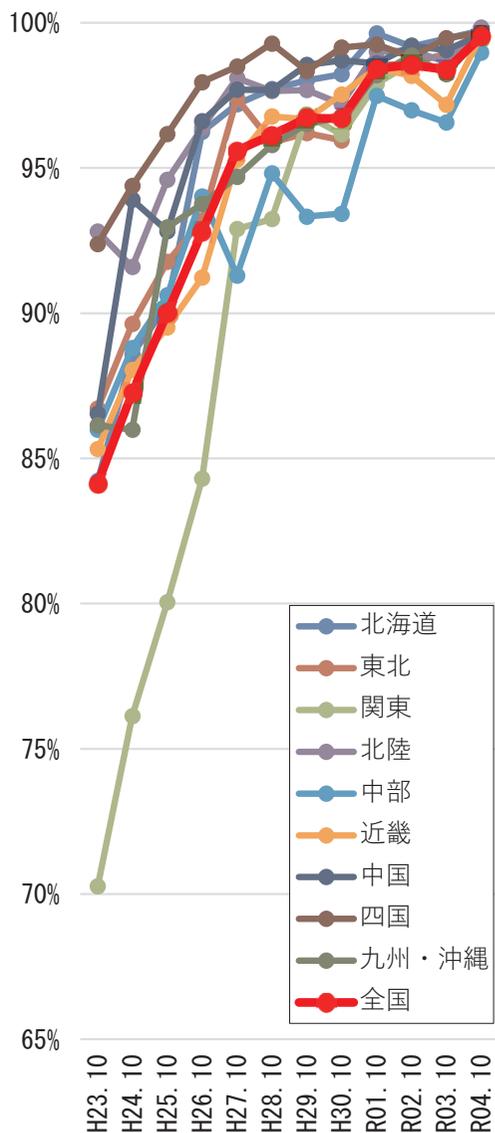
※ 令和3年10月調査以前は関係法令上、社会保険の加入義務がないケースも含まれていたが、令和4年10月調査以降それらのケースを除き、加入率を算出している

社会保険加入状況の推移(地方別、元請・下請次数別)

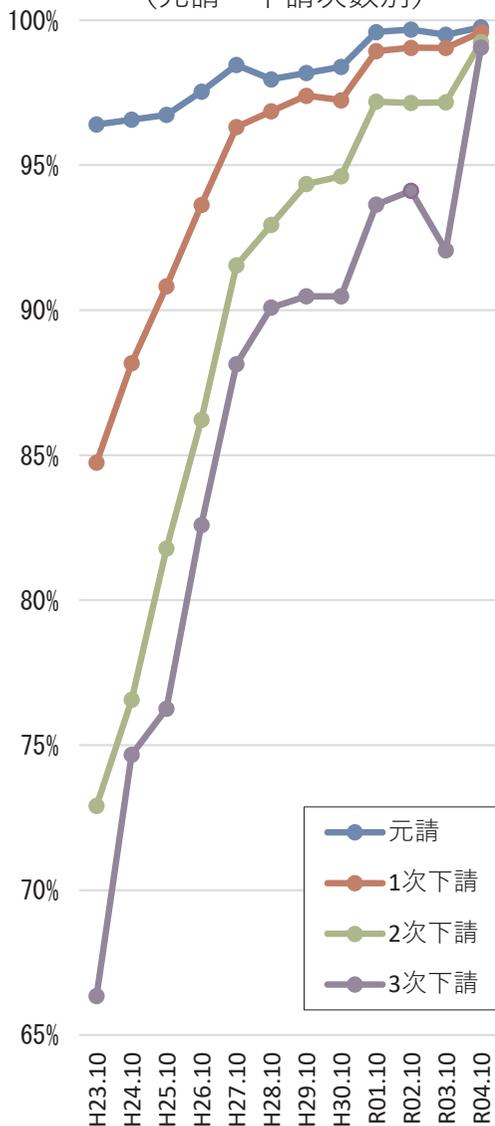
○ 公共事業労務費調査（平成23年10月調査～令和4年10月調査）における3保険加入状況をみると、**企業・労働者のいずれも加入割合は高くなっています。**

企業別

3保険加入割合（地方別）

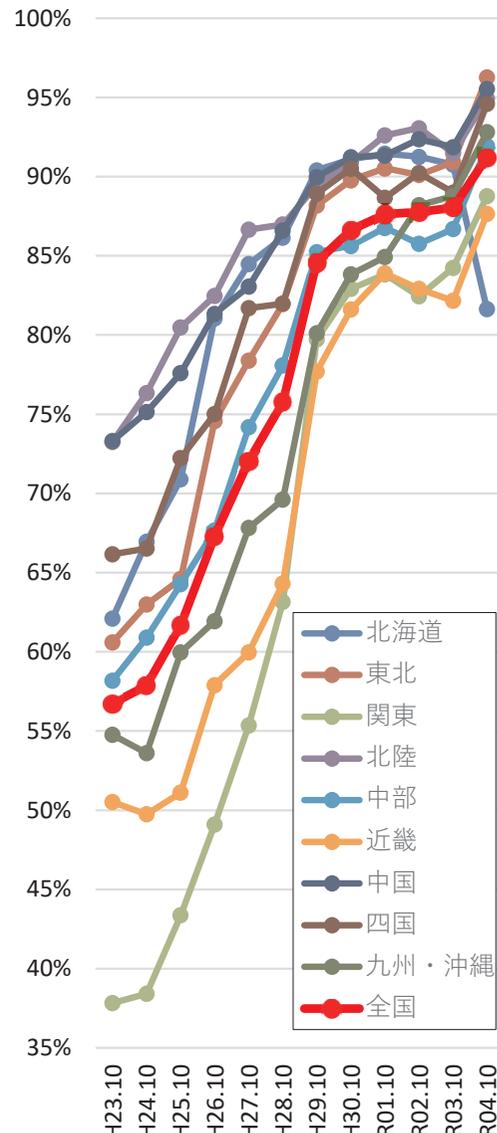


3保険加入率
(元請・下請次数別)

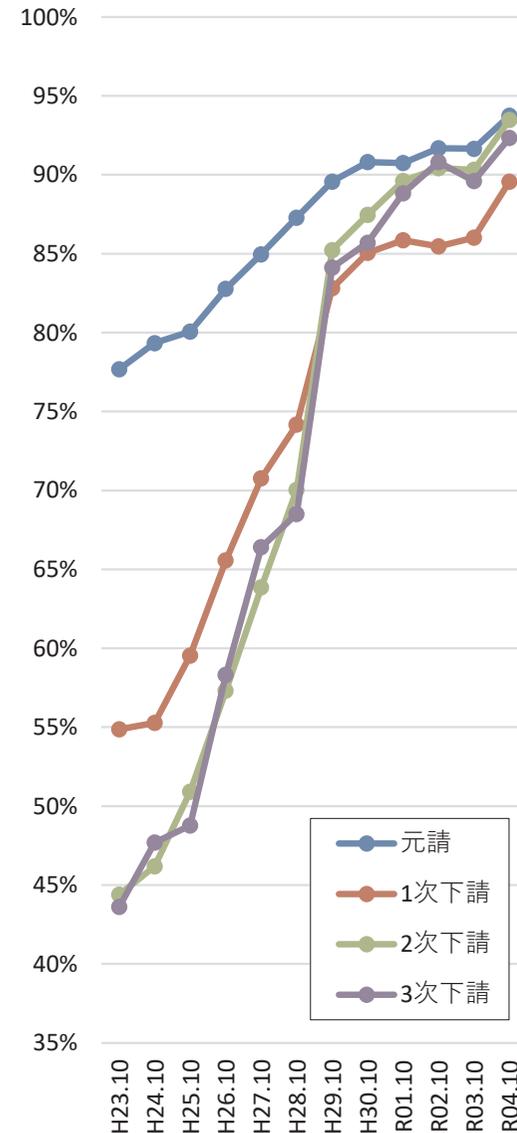


労働者別

3保険加入割合（地方別）



3保険加入割合
(元請・下請次数別)



※ 令和3年10月調査以前は関係法令上、社会保険の加入義務がないケースも含まれていたが、令和4年10月調査以降それらのケースを除き、加入率を算出している

現状

- 国土交通省においては、
 - ・ 老後の生活や怪我時の保障など**技能者に対する処遇改善**
 - ・ 法定福利費を適正に負担する企業による**公平・健全な競争環境の整備**等の観点から、**平成24年度から社会保険加入対策を推進**しており、社会保険の加入率は、令和4年度には、**企業単位でほぼ100%、技能者単位で91%**と、一定の改善がみられる。
- 一方で、社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴って、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、**技能者の個人事業主化（いわゆる一人親方化）**が行われている可能性がある。
- 建設業界への聞き取りや企業アンケートにおいても、技能者の一人親方化が進んでいるとの見解が示されており、その中には、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、**偽装請負の一人親方として従事している技能者も一定数存在**

課題

法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図した、偽装請負としての一人親方化が進むことは、**技能者の処遇低下**のみならず、法定福利費等を適切に支払っていない企業ほど競争上優位となるなど、**公正・健全な競争環境の阻害**を招く。

建設業の一人親方問題に関する検討会の概要

社会保険加入・働き方改革規制逃れを目的とした一人親方化対策、一人親方の処遇改善対策等に関して実効性のある施策を検討するため、「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」（現「CCUS処遇改善推進協議会」）の下に、「**建設業の一人親方問題に関する検討会**」を設置し、学識経験者・建設業者団体等が協議を行うとともに、実効性ある施策のとりまとめ・推進を図る。

1. 検討会構成員

右記の通り

2. 主な検討内容

- 職種ごとの一人親方の実態把握
 - 規制逃れを目的とした一人親方化対策
 - 一人親方の処遇改善対策
- 等

3. 開催実績

- 第1回 令和2年6月25日
- 第2回 令和2年10月5日
- 第3回 令和3年12月24日
- 第4回 令和3年3月9日
(中間取りまとめ)
- 第5回 令和3年9月2日
- 第6回 令和4年3月9日

構成員等

<有識者> (3)

- ・芝浦工業大学 建築学部建築学科 教授 蟹澤 宏剛
- ・東京大学 社会科学研究所 教授 水町 勇一郎
- ・筑波大学 ビジネスサイエンス系 教授 川田 琢之

<建設業者団体> (16)

- ・(一社) 日本建設業連合会
- ・(一社) 全国建設業協会
- ・(一社) 全国中小建設業協会
- ・(一社) 建設産業専門団体連合会
- ・(公社) 全国鉄筋工事業協会
- ・(一社) 住宅生産団体連合会
- ・全国管工事業協同組合連合会
- ・(一社) 全国建設室内工事業協会
- ・(一社) 日本機械土工協会
- ・(一社) JBN・全国工務店協会 (第4回から参画)
- ・(一社) 全国建設労働組合総連合
- ・(一社) 日本型枠工事業協会
- ・(一社) 日本電設工業協会
- ・(一社) 日本鳶工業連合会
- ・(一社) 日本塗装工業会
- ・(一社) 日本左官業組合連合会

<オブザーバー> (3)

- ・厚生労働省 労働基準局 監督課
- ・厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課 建設・港湾対策室
- ・国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室

<事務局>

- ・国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

建設業の一人親方問題に関する検討会の目的

建設業の一人親方問題に関する検討会の目的

技能者の処遇改善や法定福利費を適正に負担する企業による公平・健全な競争環境の整備等を図るため、学識経験者・建設業者団体等が一体となって、規制逃れを目的とした一人親方化防止対策、一人親方の処遇改善対策等の諸課題に関し、実効性のある施策を推進する

規制逃れを目的とした一人親方化防止対策

技能者に対する処遇改善の推進、法定福利費を適正に負担する企業による公平・健全な競争環境を阻害する動きを無くすことを目的に対策を検討する。

法令による対応
(サンクション・ペナルティ)

雇用契約の締結
社会保険への加入

一人親方の処遇改善対策等

一人親方として適正に事業を行っている事業主の保護や、排除しない、育成していくことを目的に対策を検討する。

法令による対応

政策による対応
(プロの育成)

適正取引の推進

専門性の向上
適切な請負代金の確保

建設業の一人親方問題に関する検討会中間取りまとめ 概要

規制逃れを目的とした一人親方化防止対策

- 1 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂
 - ・明らかに実態が雇用形態であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせている企業を選定しない取扱いとすべき
 - ・適正と考えられる一人親方を具体的に記載
 - ・適正でないと考えられる一人親方の例を記載 等
- 2 技能者に対して働き方が適正かどうか確認するための取組
 - ・働き方の自己診断チェックリストの活用
 - ・一人で請け負って仕事ができる職種又は仕事の確認
 - ・現場入場時の元請企業等による技能者本人へ働き方等のヒアリングの実施 等

一人親方の処遇改善策

- 3 適正な請負契約の締結・適切な請負代金の支払いについて周知
 - ・建設業法第20条第3項で定められている見積書に必要な14項目や、建設業法第19条第1項で定められている契約書に必要な15項目を盛り込んだ、建設工事の完成を目的とした見積書、請負契約とすること
 - ・「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を遵守する旨の周知
 - ・一人親方に工事を請け負ってもらう場合、工事費のほかに必要経費を適切に反映させた請負代金を支払うよう元請企業が下請企業に指導 等

- 4 雇用契約を締結すべきと考えられるケースや契約内容等が適切でないケースの周知徹底及び契約内容の適正化
 - ・特定企業の業務に専属的に使用し、労働日や始業・終業時刻を指定し、仕事の進め方や作業方法等について具体的に指揮命令を行い、賃金は就業した時間に応じて支払っているが、契約上は請負としている場合
 - ・契約内容が請負となっていない、報酬が労働時間・日数によって変動するような請負契約を締結している場合
 - ・契約金額に労災特別加入の費用や支給されない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、同種の雇用している技能者と同額程度の報酬となっているような請負契約を締結している場合 等

- 5 一人親方問題における国土交通省・建設業界が政策的に推進する「適正一人親方の目安」の策定
 - ・「実務経験年数が10年程度未満」、又は「建設キャリアアップシステムのレベル3相当未満の技量」の技能者(例:10代・20代の技能者)が一人親方として扱われている場合は、処遇改善・技能向上の観点から、雇用契約の締結・社会保険への加入を促進
 - ・実務経験年数が10年程度以上あり、建設キャリアアップシステムのレベル3相当以上の技術力を持つ技能者が一人親方として現場作業に従事している場合、目指すべき一人親方として政策的に誘導し、建設業法に基づく適正取引を周知

今後の検討課題や注意事項 等

- インボイス制度の周知徹底
 - ・令和5年(2023年)10月からインボイス制度が始まるため、円滑な導入ができるよう周知を行う。

- 建設雇用改善計画(第十次)との連携

- 建設キャリアアップシステムの活用についての検討
 - ・建設キャリアアップシステムに一人親方として登録した事業主に対する各種サービスの検討
 - ・(労働)災害が発生した際の就業履歴の確認 等

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(概要)

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(令和4年4月1日最終改訂)

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行う
- ・ 社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いを徹底
- ・ 建設キャリアアップシステムに登録している企業を選定することを推奨

○法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・ 情報の真正性が確保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を行うことを原則化
- ・ 書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通知書等のコピーを提示させ真正性の確保に向けた措置を講ずること
- ・ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員がいる場合、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切かどうかを確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認する

下請企業の役割と責任

従業員が社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある一人親方の二者を明確に区別した上で、労働者である社員については社会保険加入手続を適切に行うことが必要

○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

一人親方について

○働き方自己診断チェックリストの活用

- ・ 建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が当該建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意
- ・ 働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること

○事業者としての立場

- ・ 一人親方が建設企業と請負契約を締結する際に、当該請負契約が建設工事の完成を目的とした内容である場合、事業者として当該工事に責任を持って施工する必要があるため、建設業法等を遵守し、取引の適正化、工事費には必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努める
- ・ 見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底しなければならない

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(一人親方関係)

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定
- 一人親方検討会の中間取りまとめをふまえて、R4.4.1に、業界として目指す一人親方の基本的な姿を記載するとともに、チェックリストの活用をはじめとした、一人親方の働き方の実態の確認等を一人親方および建設企業に要請

建設業界として目指す一人親方の基本的な姿

- ・請け負った工事に対し自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主
- 技能とは、相当程度の年数を上回る実務経験を有し、多種の立場を経験していることや、専門工事の技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得し、**職長クラス（建設キャリアアップシステムのレベル3相当）**の能力を有すること等
- 責任とは、**建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守**することや、**適正な工期及び請負金額での契約締結、請け負った工事の完遂、他社からの信頼や経営力**があること等

ガイドラインにおける一人親方に関する取組

【一人親方に求める取組】

- ・働き方自己診断チェックリストで自身の働き方を確認する。
- ・事業者として建設業法を遵守し、取引の適正化、**必要経費を適切に反映した請負代金の確保**に努める。

【下請企業に求める取組】

- ・雇用する労働者を適切な社会保険に加入させる。
- ・チェックリストで働き方を確認するとともに、**記入したチェックリスト・一人親方との関係を記載した再下請負通知書および請負契約書を元請企業に提出**する。

【元請企業に求める取組】

- ・下請企業から提出されたチェックリスト・再下請負通知書および請負契約書を確認し、**請負契約書の内容の適切性**を確認する。
- ・**「実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例」**に該当する一人親方は、ひとまず**雇用契約へ誘導**し、下請企業に社会保険の加入等を促す。
- 再三の指導に応じず改善が見られない場合は、当該下請企業の現場入場を認めない取扱いとする。

実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例

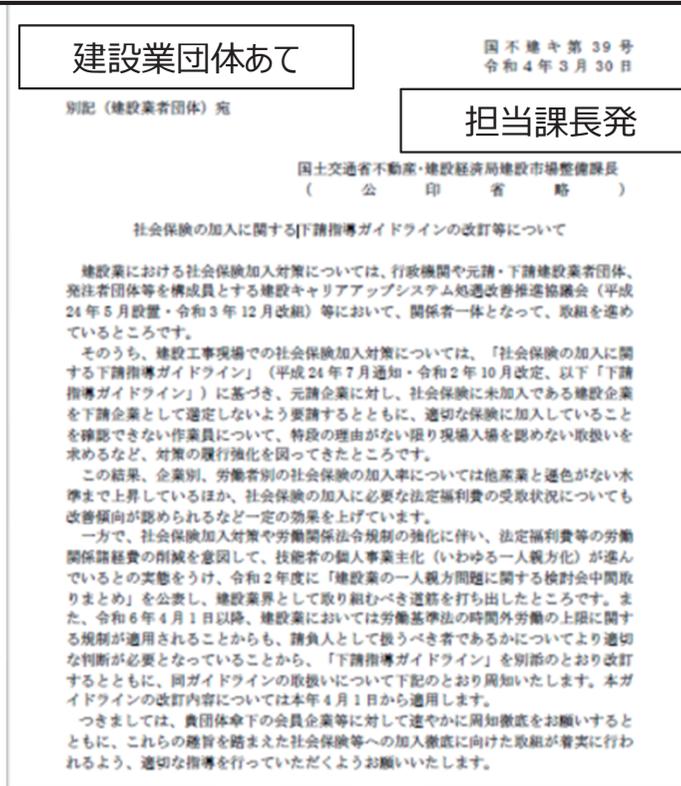
- ①10代の一人親方
- ②経験年数3年未満の一人親方
- ③働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当てはまる働き方をしているもの

一人親方に関する取組の今後の方針（ガイドライン本文から抜粋）

令和8年度以降、働き方自己診断チェックリストの活用による事務負担の軽減、技能者の処遇改善及び技能向上の観点から、経験年数が一定未満（あるいは建設キャリアアップシステムのレベルが一定未満）の技能者が一人親方として扱われている場合など、**「適正でない一人親方」の目安を策定することを目指す**。そのため、**働き方自己診断チェックリストの活用のあり方等について**、本ガイドラインの運用状況等を踏まえつつ更なる検討を行い、**令和5年度末に一定の道筋を示す**。

○ ガイドラインを令和4年4月1日に改訂し、一人親方の働き方の適正性を確認するツールである、チェックリストを活用するよう業界団体・発注者団体に周知

⇒ **建設事業者に対し、規制逃れを目的とした一人親方化の防止・是正を要請**



【参考】建設業団体あて通知 (R4.3.30)

働き方の自己診断チェックリスト

現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。

Point 1 依頼に対する話否	A <input type="checkbox"/> 自分に断る自由がある
仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？	B <input type="checkbox"/> 自分に断る自由はない
Point 2 指揮監督	A <input type="checkbox"/> 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の数量で決定する
日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？	B <input type="checkbox"/> 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く
Point 3 拘束性	A <input type="checkbox"/> 基本的には自分で決められる
仕事先から仕事の就業時間(始業・終業)を決められていますか？	B <input type="checkbox"/> 会社などから具体的に決められている
Point 4 代替性	A <input type="checkbox"/> 代役を立てることも認められている
あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか？	B <input type="checkbox"/> 代役を立てることは認められていない
Point 5 報酬の労務対償性	A <input type="checkbox"/> 工事の出来高見合い
あなたの報酬(工事代金又は賃金)はどのように決められていますか？	B <input type="checkbox"/> 日や時間あたりいくらで決まっている
Point 6 資機材等の負担	A <input type="checkbox"/> 自分で用意している
仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？	B <input type="checkbox"/> 会社が用意している
Point 7 報酬の額	A <input type="checkbox"/> 正規従業員よりも高額である
同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか？	B <input type="checkbox"/> 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる
Point 8 専属性	A <input type="checkbox"/> 自由に他社の業務に従事できる
他社の業務に従事することは可能ですか？	B <input type="checkbox"/> 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している

【抜粋】
請負人として扱うべき者であるかについてより適切な判断が必要となっていることから、「下請指導ガイドライン」を別添のとおり改訂するとともに、同ガイドラインの取扱いについて下記のとおり周知いたします。
 本ガイドラインの改訂内容については本年4月1日から適用します。
 つきましては、貴団体傘下の会員企業等に対して速やかに周知徹底をお願いするとともに、これらの趣旨を踏まえた社会保険等への加入徹底に向けた取組が着実に進むよう、適切な指導を行っていただくようお願いいたします。

・働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下の者が使用することを想定している。
 ①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方
 ②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業
 ・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Bが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。

実施概要について

目的：一人親方や一人親方と契約する企業等を対象として、一人親方の働き方の実態に合った契約（雇用・請負）を締結することを呼びかけるとともに、国土交通省における取組（働き方自己診断チェックリスト等）について周知を図ることで、規制逃れを目的とした一人親方化の防止・是正を図る。

対象：全国の一人親方、一人親方と契約する事業者、建設業団体職員等

場所：各地方整備局等の会議室（全10回）、オンライン説明会（全3回）

時間：1.5時間程度 **開催規模：**1回あたり50人程度（オンラインは1回あたり100人）

説明事項について

①適切な社会保険加入について（講師：社会保険労務士）

- ・社会保険の加入義務、手続き等について
- ・社会保険加入の重要性について

②国交省における規制逃れを目的とした一人親方対策について（講師：国土交通省）

- ・社会保険の下請指導ガイドラインにおける現場での適切な対応について
- ・働き方自己診断チェックリストの活用について
- ・建設キャリアアップシステムの活用について

開催実績について

①令和5年	7月	4日（火）	関東地方整備局
②令和5年	7月	10日（月）	四国地方整備局
③令和5年	7月	21日（金）	内閣府沖縄総合事務局
④令和5年	7月	28日（金）	北海道開発局
⑤令和5年	8月	7日（月）	中部地方整備局
⑥令和5年	9月	29日（金）	北陸地方整備局
⑦令和5年	10月	5日（木）	近畿地方整備局
⑧令和5年	10月	16日（月）	東北地方整備局
⑨令和5年	10月	20日（金）	中国地方整備局
⑩令和5年	10月	27日（金）	九州地方整備局
⑪令和5年	11月	12日（日）	オンライン
⑫令和5年	11月	15日（水）	オンライン
⑬令和5年	11月	22日（水）	オンライン



①関東地方整備局の様子

調査の実施概要について

目的：規制逃れを目的とした一人親方問題の実態を、技能者側から把握し、調査結果をもとに今後の一人親方に関する取組を検討する基礎資料を作成する。

実施期間：令和5年11月14日（火）～令和5年1月18日（木）17:00

対象：全国の一人親方（従業員を雇用していない個人事業主）

方法：WEB調査（インターネット回答が原則だが、FAXによる回答も可能）

調査依頼方法：①CCUS登録者へのメール送信

②CCUS処遇改善推進協議会の構成団体に調査票URLを送信しWEBアンケートの拡散、回答を依頼

※2,000件程度の回答数を想定。②の協議会の団体に対しては、十分な回答数確保への協力を要請

調査結果の活用：検討会を開催し、調査結果を踏まえて今後の取組を検討・推進する。

設問の内容について

①回答者自身について

・基本情報（年齢、経験年数、主な業種、等） ・直近年度の実績（完成工事高、特定企業への専属性）

②社会保険等の加入状況について

・労災保険特別加入の有無 ・CCUSの登録の有無、等

③現場の労働環境や条件について

・直近一現場の種類 ・働き方自己診断チェックリストに沿った働き方の実態の確認

④希望する就業形態について

・将来的に希望する就業形態について（一人親方、雇用労働者、等） ・建設企業から雇用される旨の誘いの有無

⑤一人親方等に関する国の政策について

・働き方自己診断チェックリストの認知度、活用状況 ・社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの認知度

・（ガイドラインで示される）一人親方の基本的な姿と自身との比較 ・国交省に求める取組

2. 調査結果からみる今後の課題

一人親方に関する国交省の調査

- 一人親方本人と一人親方と取引する建設企業の2つの側面から、一人親方の働き方等の実態を把握

社会保険の加入と賃金の状況等に関する調査

調査対象	建設業許可業者
調査方法	建設業許可業者 から無作為に抽出した30,000者に調査依頼を送付
調査期間	令和5年9月20日～令和5年10月23日
回答数	5,926件

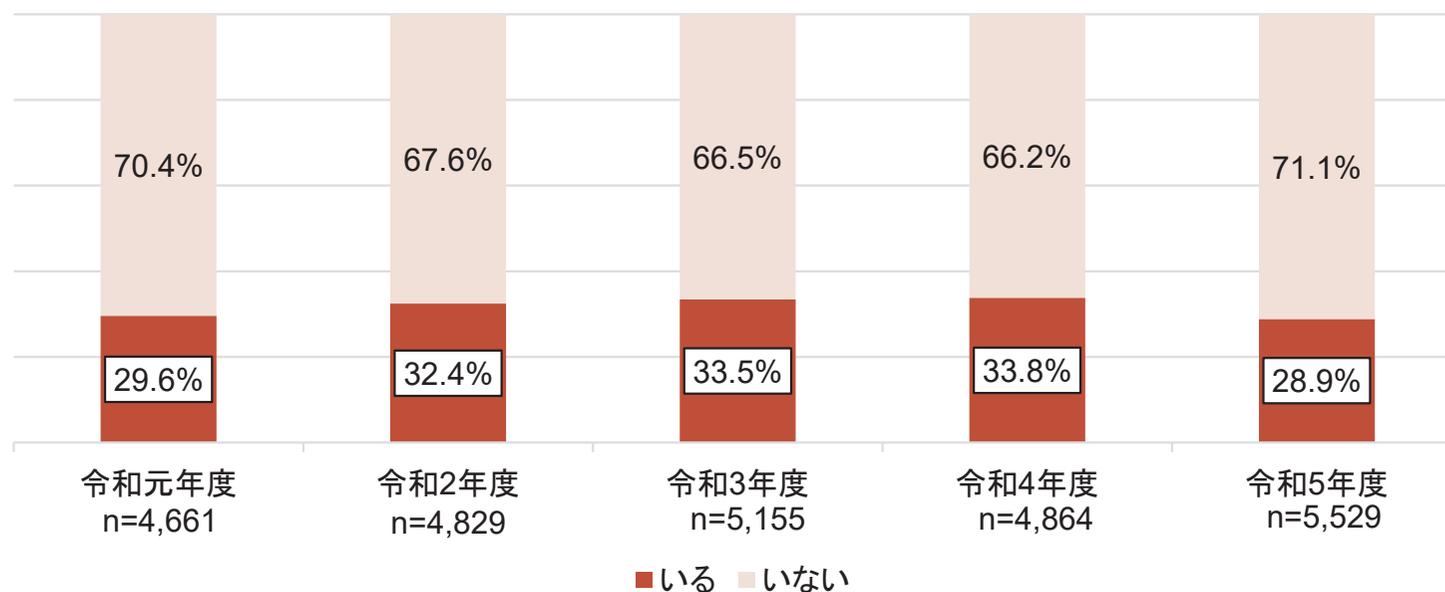
一人親方の働き方に関する調査

調査対象	建設業の 一人親方本人 （従業員を雇用していない個人事業主を想定）
調査方法	①CCUS処遇改善推進協議会の構成団体に対し、構成団体加盟企業から、取引する一人親方への調査協力依頼を要請 ②CCUSに技能者登録する一人親方への調査協力要請
調査期間	令和5年11月14日～令和6年1月18日
回答数	3,244件 ※本検討会資料は、集計作業が完了した中間データのうち、従業員を雇用する一人親方または法人格を持つ一人親方を除いた 1,612件 で作成

一人親方の働き方等の現状 ① (一人親方に発注する企業の実態)

- 常時もしくは継続的に従事する一人親方がいると回答した企業は約29%となっており、昨年度から微減
- 請負契約においては工事一式の依頼が適切であると考えられるが、約72%の企業が、一人親方に労務提供のみで仕事を依頼

常時もしくは継続的に従事する一人親方の有無



一人親方に対する仕事の依頼内容

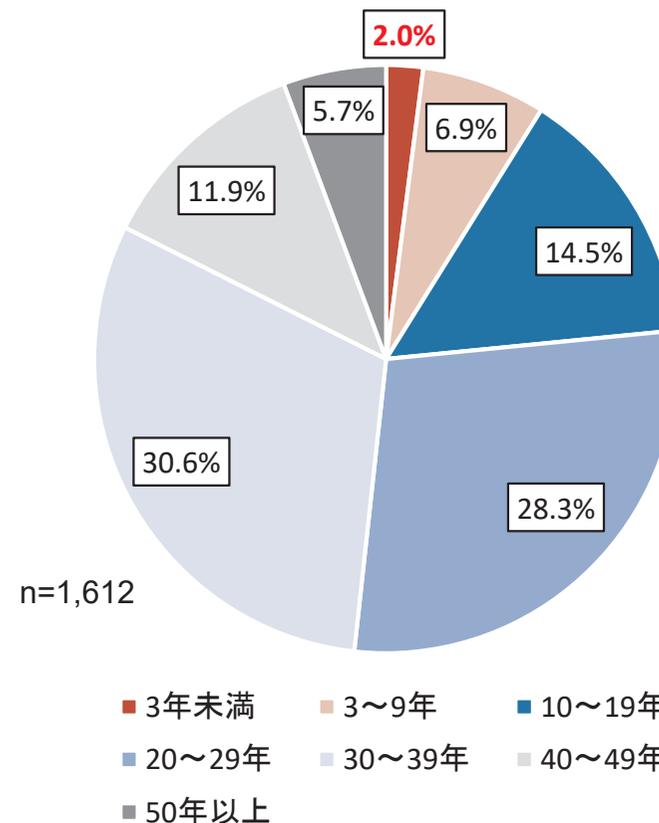
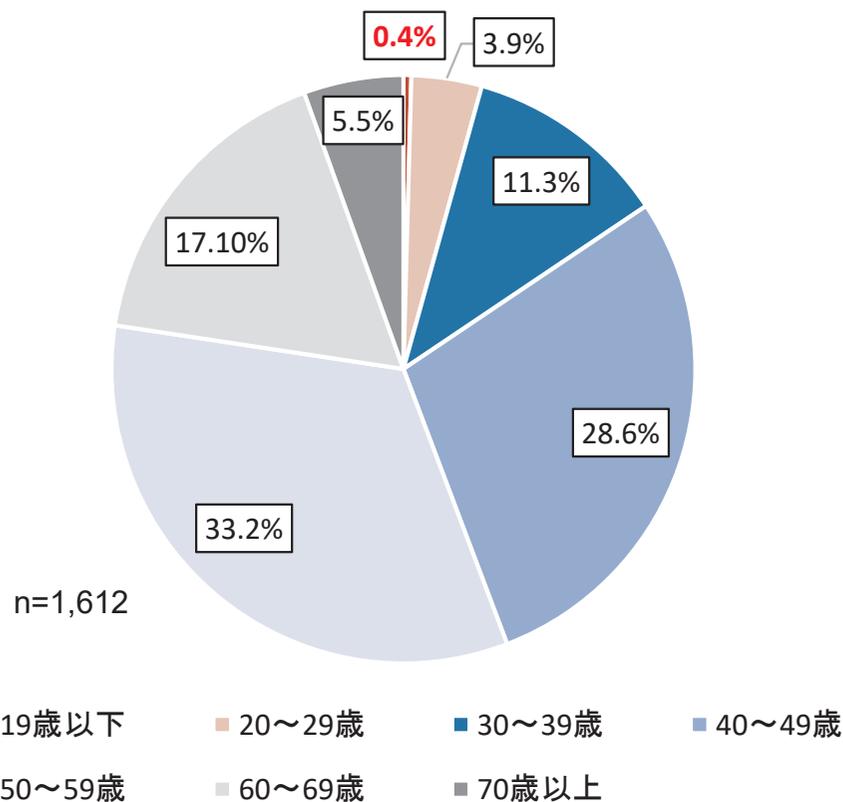


※常時もしくは継続的に従事する一人親方が「いる」と回答した企業のみ

○ ガイドラインで「実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例」として示している、10代の一人親方の割合は0.4%、経験年数3年未満の一人親方の割合は2%

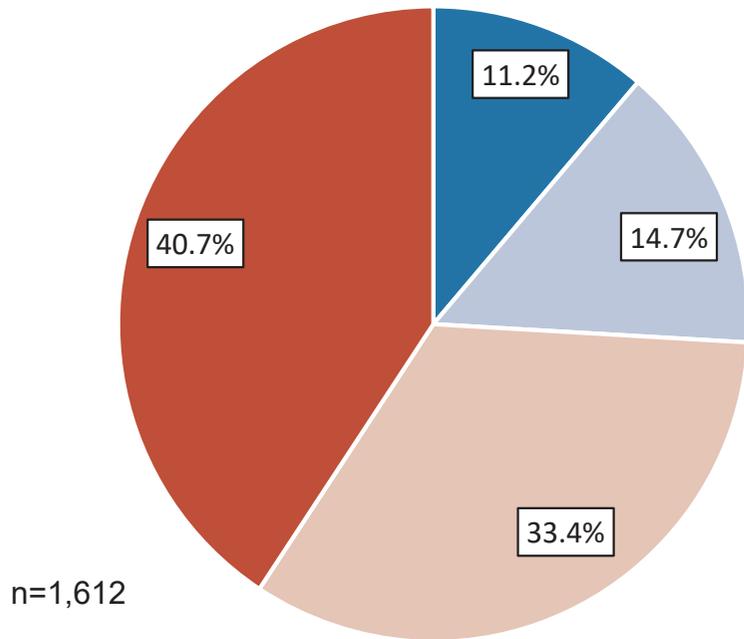
一人親方の年齢構成の割合

一人親方の経験年数の割合



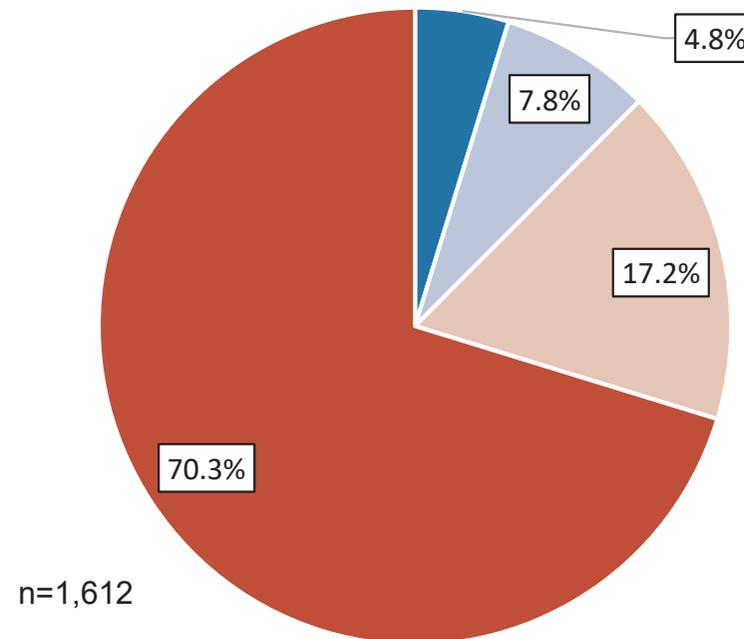
- 約60%の一人親方がガイドラインがあることを認知しているが、内容まで知っているのは約26%
- 一人親方の働き方の実態を確認する際に活用することを求めているチェックリストの活用状況については、約12%が活用したことがあると回答し、約70%はチェックリストを知らないと回答

ガイドラインの認知度



- 内容について概ね知っている
- 内容について部分的に知っている
- あることは知っているが、内容は知らない
- あることを知らない

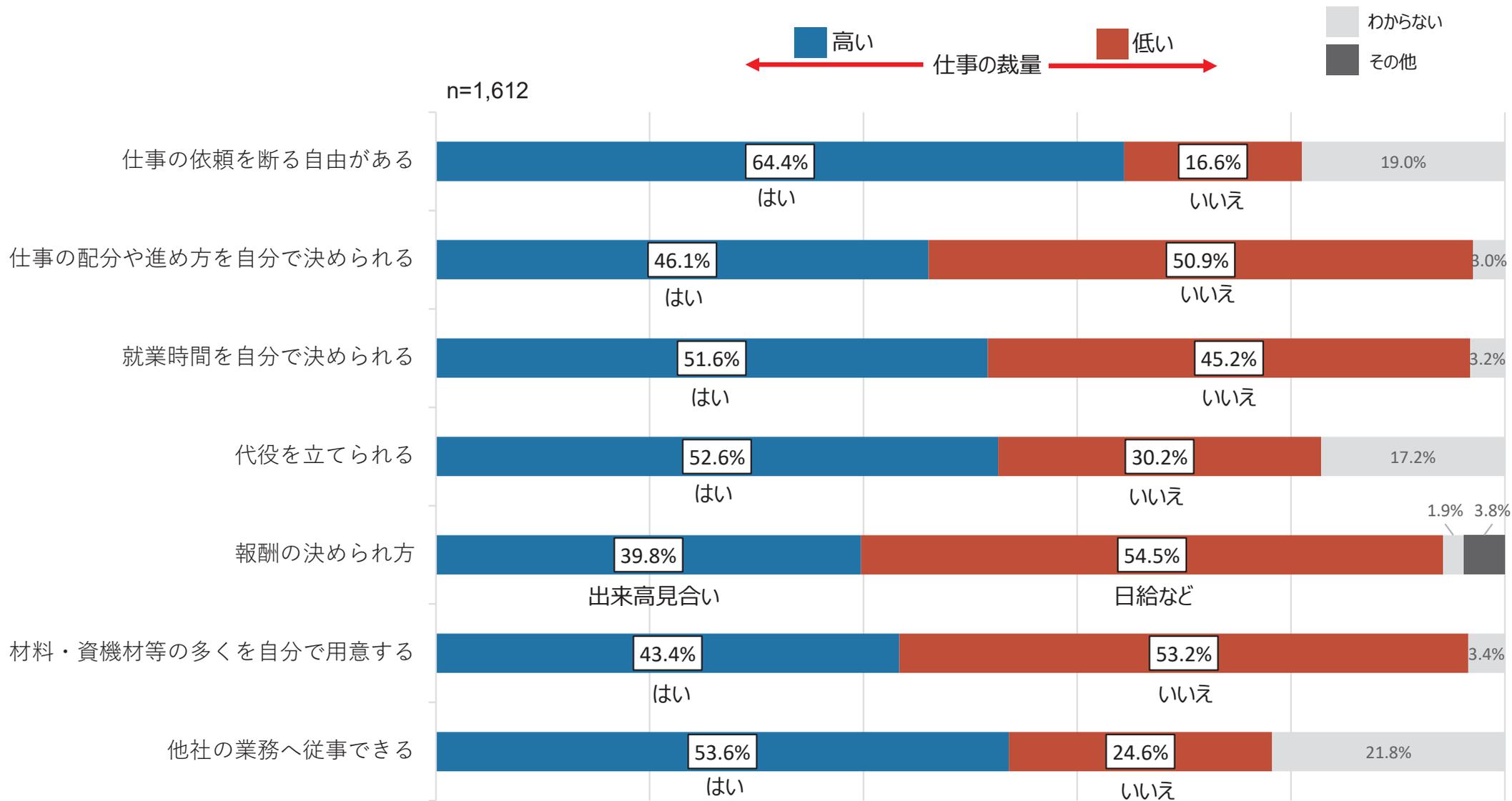
チェックリストの活用・認知状況



- ほとんどすべての工事で活用している
- 何度か利用したことがある
- 活用したことはないが、知っている
- 知らない

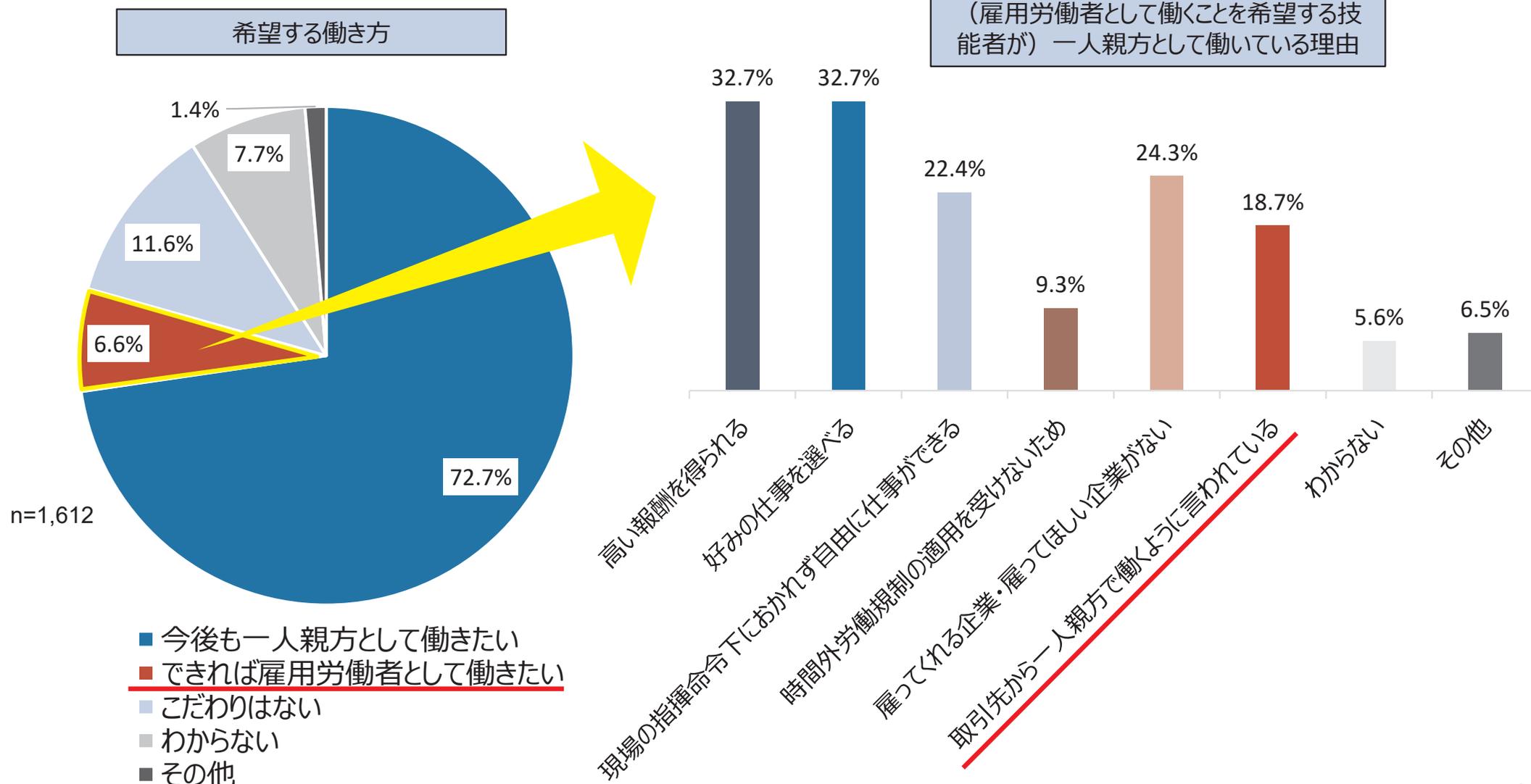
一人親方の働き方等の現状 ④ (チェックリストの確認結果)

○ 働き方自己診断チェックリストによる確認を行ったところ、仕事の裁量が低い一人親方が一定数確認された。



※ チェックリストの確認項目「同種の雇用労働者と比較した報酬の額」については後掲

○ 雇用労働者として働くことを望む一人親方は約7%おり、そのうちの約19%が、一人親方として働く理由について、「取引先から一人親方として働くよう言われているため」と回答



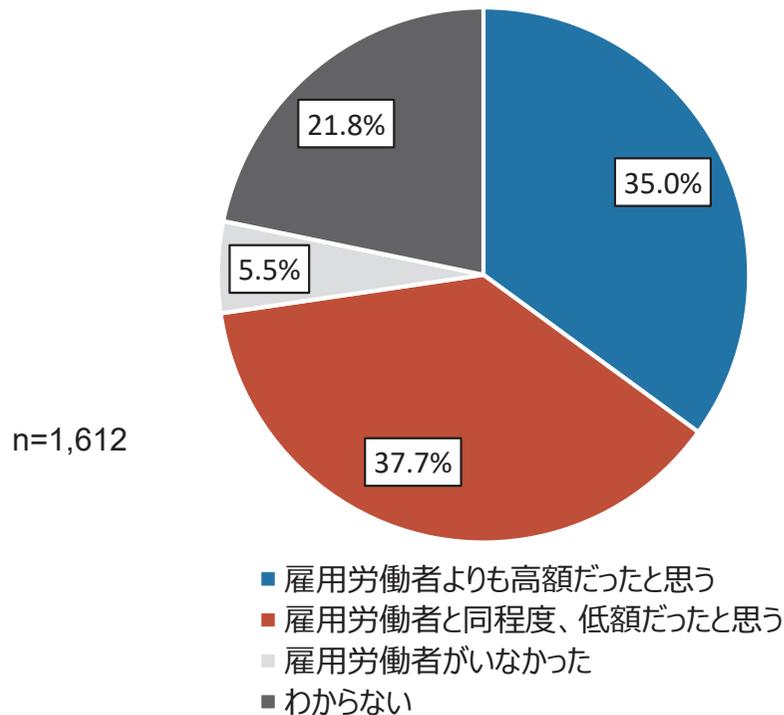
【一人親方本人を対象とした調査】

- 雇用労働者と比較して、一人親方には労災保険の特別加入や資機材等の必要経費がかかるが、自身の報酬が、同種の業務に従事する雇用労働者より高額であったとの回答は35%

【建設企業を対象とした調査】

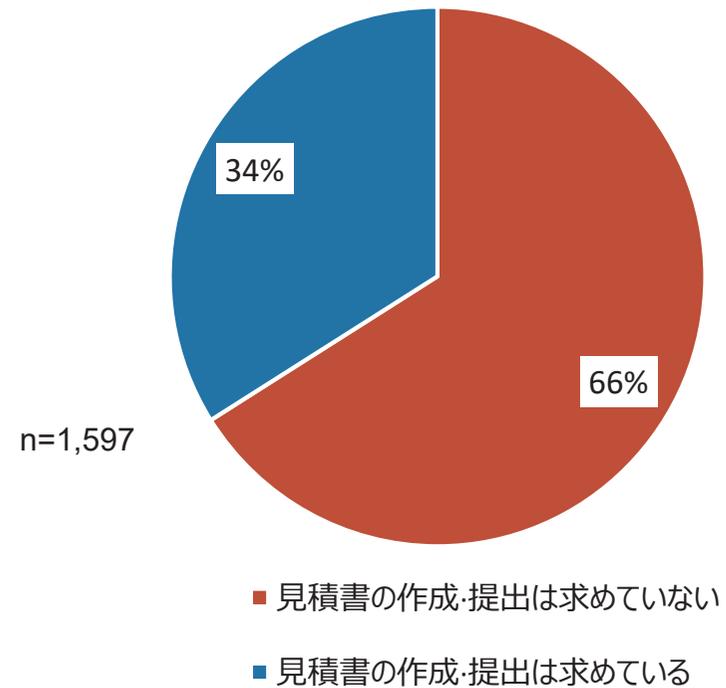
- 一人親方と契約する際に66%の業者が見積書の提出を求めていると回答

同種の雇用労働者との報酬の比較



出典：R5建設業の一人親方の働き方に関する調査

一人親方と契約するときに見積書の提出を求めているか



出典：社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査

規制逃れを目的とした一人親方化の防止・是正

【一人親方の実態把握等について】

- ・ 一人親方に継続的に発注する企業の割合は令和4年度調査から微減
 - ・ 一人親方に継続的に発注する企業の約72%は「労務提供のみ」といった内容で仕事を依頼
- ⇒ 今後も一人親方を取り巻く新たな課題が起こる可能性があることに留意し、引き続き一人親方に関する実態把握に努めるとともに、業界一体となって対応するため、情報共有等の連携を図る必要
- ⇒ 規制逃れを目的とした一人親方化の進行に注視する必要

【適正でない一人親方の目安の策定について】

- ・ 10代の一人親方の割合は0.4%、経験年数3年未満の一人親方の割合は2%
- ⇒ 適正でない一人親方の目安について、年齢や経験年数に加えて技能レベル（CCUSレベル等）についても適切なものを検討する必要

【チェックリスト等を活用した確認および不適正な一人親方の雇用契約への誘導について】

- ・ チェックリストについて、約87%の一人親方は活用したことがない
 - ・ チェックリストのすべての項目について、2割～5割程度の一人親方が、裁量の低い働き方に該当
 - ・ 雇用労働者として働くことを希望する一人親方のうち、約19%は取引する企業から一人親方として働くよう言われている
- ⇒ チェックリストの活用を徹底する必要
- ⇒ チェックリストの活用結果に応じて、元請けは雇用契約への誘導、下請企業は雇用契約の締結を行うよう徹底する必要
- ⇒ 一人親方と下請企業だけでなく、元請企業、発注者、関係省庁も一体となって取り組む必要
- ⇒ 労働者性の判断に関する相談への対応を強化する必要
- ⇒ 上記の取組が、適正な一人親方まで排除することにつながらないよう、建設企業が実施すべき適切な対応を業界へ周知する必要

一人親方と建設企業の適正取引等の推進

- ・ 一人親方のうち約38%は、同種の雇用労働者の同額以下の報酬しか受け取っておらず、必要経費が請負代金に反映されていない可能性
 - ・ 建設企業の66%が、一人親方と契約する際に見積書の作成・提出を求めている
- ⇒ 一人親方として働く技能者が必要経費等が含まれた報酬を受け取れるよう取り組む必要
- ⇒ 見積書の提出・書面契約を徹底し、一人親方と建設企業の適正取引を推進する必要

3. 今後の取組(案)

一人親方の取組に関する今後の道筋(案)

- **令和8年度以降策定する、適正でない一人親方の目安に基づいた、規制逃れを目的とした一人親方対策および一人親方と建設企業の適正取引等の推進**に取り組む。
- この徹底のために、令和6・7年度における取組について、**令和5年度に業界と申し合わせ**

令和6・7年度（令和5年度申し合わせ事項）

【一人親方の実態把握について】

・国交省は、定期的に一人親方の実態把握を行い、適切に業界へ情報共有するとともに、規制逃れを目的とした一人親方化の進行に注視する。

【適正でない一人親方の目安の策定について】

- ・令和8年度以降に適正でない一人親方の目安を策定するため、検討を進める。
- ・策定にあたっては、CCUSレベル等の技能レベルで示すこともあわせて検討し、国交省・建設業団体は、CCUSの能力評価を推進する。

【チェックリスト等を活用した確認および不適正な一人親方の雇用契約への誘導等の取組について】

- ・建設業団体は、一人親方が入場する現場において、ガイドラインで求めている**チェックリスト等の活用***を推進する。
- ・チェックリスト等の活用の結果、規制逃れが疑われる一人親方を雇用契約へ移行するために、元請および下請企業に、雇用契約への誘導および締結を徹底させるよう、建設業団体は取り組む。
- ・取組の徹底にあたっては、一人親方・下請企業だけでなく、元請企業・発注者・関係省庁も一体となって推進する。
- ・国交省は、CCUSを活用して、チェックリスト等の確認を簡便に行うことを検討する。
- ・国交省は労働者性の判断に関する問い合わせ対応の強化のため、厚労省と連携する。
- ・国交省は、取組の推進により、適正な一人親方まで排除されることがないように、適切な対応を業界へ周知するよう取り組む

*【チェックリスト等の活用】

- ①一人親方・下請企業はチェックリストで働き方を確認
- ②下請企業は記入したチェックリスト・一人親方との関係を記載した再下請負通知書および請負契約書を元請企業に提出
- ③元請けは提出されたチェックリスト・再下請負通知書および請負契約書を確認し、請負契約書の内容の適切性を確認

【一人親方と建設企業の適正取引等の推進について】

- ・建設業団体は、下請企業が必要経費等を十分含んだ請負代金で一人親方と契約するよう取り組むとともに、下請企業が一人親方と書面で契約するよう徹底する。
- ・国交省は、一人親方が必要経費等が含まれた報酬を受け取れるよう、制度の改正に取り組むとともに、その実効性の確保に取り組む。

- 適正でない一人親方の目安を策定する。
- 適正でない一人親方の目安に基づいて、規制逃れを目的とした一人親方化の防止・是正に取り組む。
- その他、令和6・7年度の取引の進捗を踏まえて、取組を検討する。

以降の取組